

つがる市稲垣交流センター指定管理者募集要項

I. 施設の概要

- 名 称 つがる市稲垣交流センター（以下「センター」という。）
- 所 在 地 つがる市稲垣町豊川宮川１４１番地
- 設 置 目 的 農業、稲わらを通した交流により市のイメージアップを図り、地域を活性化することを目的とする。
- 施設の構造 別添平面図を参照のこと。

II. 申請期間及び申請方法

1 つがる市稲垣交流センター指定管理者応募予定者登録票（別紙１）

提出期間

この要項を告示した日から令和８年９月１８日までのうち、平日の午前８時３０分～午後５時１５分

提出先

つがる市役所経済部農林水産課（ファクシミリでの提出は不可）

2 つがる市稲垣交流センター指定管理者事業計画書（別紙２）

提出期間

この要項を告示した日から令和８年９月１８日までのうち、平日の午前８時３０分～午後５時１５分

提出先

つがる市役所経済部農林水産課（ファクシミリでの提出は不可）

3 つがる市稲垣交流センター指定管理者応募予定者質問票（別紙３）

この要項を告示した日から令和８年９月１８日まで、質問事項を記入のうえ、ファクシミリにてつがる市役所経済部農林水産課あて送信すること（番号：０１７３－４２－３０６９）。なお、質問及びその回答は登録した全指定管理者応募予定者に対して、ファクシミリにて送信する。

III. 応募資格

センターの指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格等を有することを要する。

- 1 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（法人格の有無は問わないが、個人での申請は受け付けない。）
- 2 団体又はその代表者等が、次に該当しないこと。
 - （１） 法律行為を行う能力を有しない者
 - （２） 破産者で復権を得ない者
 - （３） 地方自治法施行令第１６７条の４第２項に規定する者
 - （４） 本市から指名停止措置を受けている者

- (5) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - (7) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする団体であること。複数の団体がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる団体が県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする団体であること。
- 4 地方自治法の請負に係る兼業禁止規定の趣旨を踏まえ、特に必要があると認められる場合を除き、市議会の議員、市長、副市長等が経営する法人その他の団体でないこと。
- (市議会の議員、市長、副市長等が経営する法人その他の団体とは、つがる市議会の議員、市長、副市長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する市の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくする者が代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体とする。)

IV. 選定の基準

1 選定方法

提出を受けた事業計画書を基に、つがる市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年つがる市条例第257号)第4条第1項に規定する基準による。

2 基準額

事業計画における指定管理料は、次の基準額以内とする。当該基準額を超える事業計画を提出した者は失格とする。

基準額 年額4,940,000円(消費税及び地方消費税を含む。)～別添指定管理料計算書を参照

3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

V. 管理の基準及び業務の範囲

- 1 関係法令、条例及び規則を遵守し、センターの設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- 2 市民が快適に施設等を利用できるよう、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行

うこと。

- 3 センターの設置目的が効果的に実現されるよう、関係機関と連携協力を図ること。
- 4 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びつがる市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年つがる市条例第26号）に基づき適正に行うこと。
- 5 その他センターの管理に必要な業務。但し、地方自治法の規定により市長のみが行うことができるとされている「使用料の強制徴収（地方自治法231条の3）」、「不服申し立てに対する決定（同法244条の4）」、「行政財産の目的外使用許可（同法238条の4第4項）」については、指定管理業務には含まれないものとする。

VI. 利用料金に関する事項

1 利用料金制

センターの利用料金は、指定管理者の収入とする。利用料金の額は、条例に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。利用料金の額を変更する場合も同様とする。

また、指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、市長の承認を受けて利用料金の全部又は一部を免除することができる。

2 市が指定管理者に支払う指定管理料

市は毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払うものとし、指定管理料の額は、申請時の事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と市が協議の上、毎年度協定で定めるものとする。

指定管理料は、施設の管理に必要な経費（以下「指定管理経費」という。）から指定管理者の収入となる利用料金及び指定管理経費に充当する利用料金以外の収入（以下「利用料金以外の収入」という。）を差し引いた額とする。

指定管理経費に充当できる補助金その他の収入（以下「補助金等収入」という。）が手当される場合は、指定管理者と市が協議の上、指定管理者は当該収入を利用料金以外の収入として予算に計上し、市は当該収入相当額を減額した指定管理料を予算に計上するものとする。この場合において、指定管理者は、補助金等収入を得るための所要の手続きを行うものとする。

【指定管理料のイメージ】

(収入)

利用料金	利用料金以外の収入	指定管理料
------	-----------	-------

(支出)

指 定 管 理 経 費

← 指 定 管 理 業 務 →

VII. 指定の期間

令和9年4月1日より令和12年3月31日までの予定であるが、つがる市議会の議決を経て確定する。

VIII. その他

1 申請書類の取り扱い

- (1) 指定管理者の選定にあたり、市が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (2) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとする。
なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 市の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を市の他の機関において利用する場合がある。

2 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和8年12月のつがる市議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定される。

(2) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、市が支払う指定管理料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と市との間で協定を締結する。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は指定を取り消し、協定を締結しないことができる。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

3 現地説明会

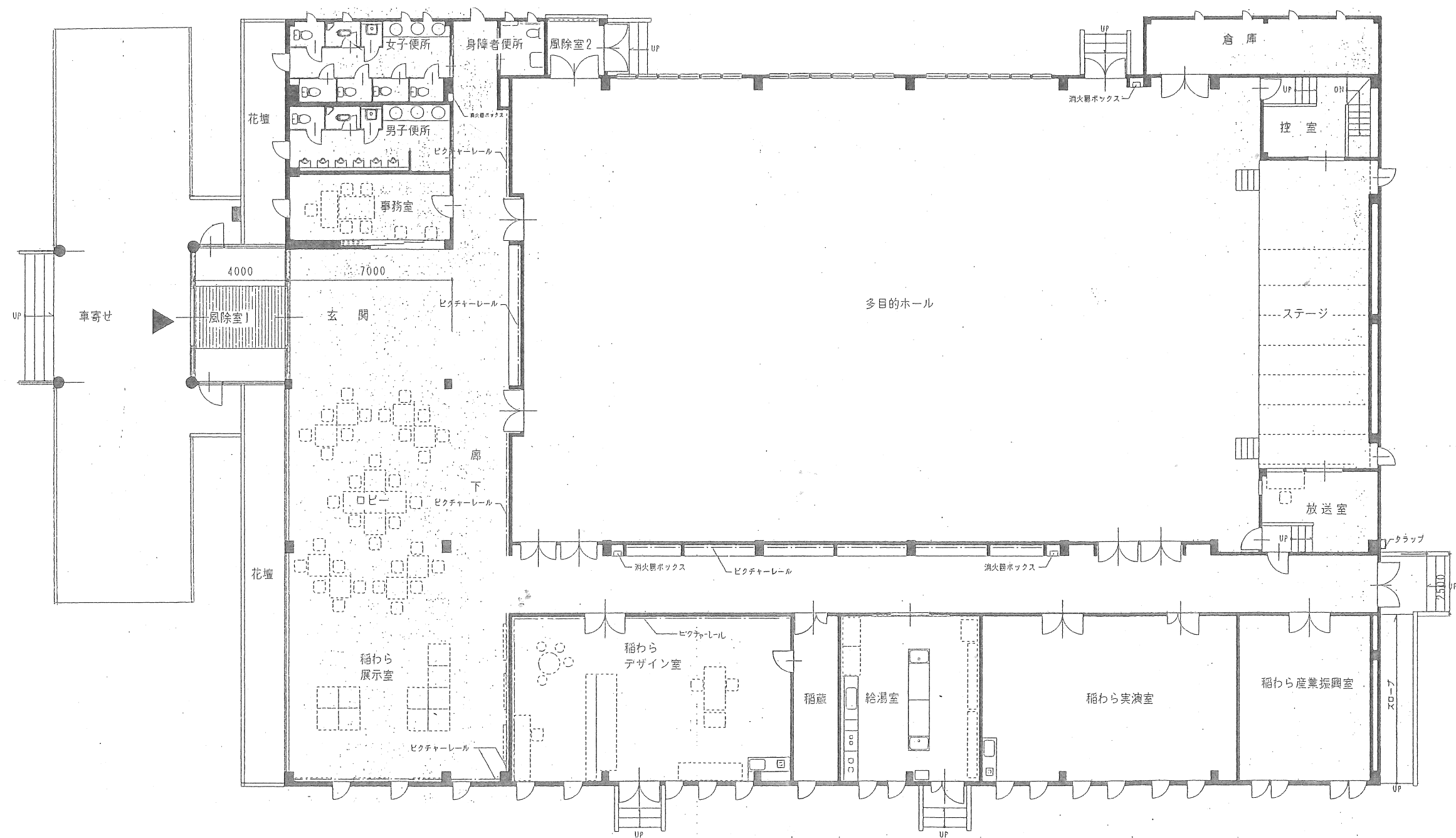
令和8年9月11日（金）午前10時、現地にて説明会を行う。

説明会への参加を希望する団体は、事前に連絡をすること。

（連絡先）

つがる市役所経済部農林水産課 0173-42-2111

つがる市稲垣交流センター平面図



つがる市稲垣交流センター指定管理料計算書

収入

(単位：円)

項 目	数 量	単 価	計	備 考
使 用 料	1	1,000,000	1,000,000	通年見込
合 計			1,000,000	

支出

(単位：円)

項 目	数 量	単 価	計	備 考
人 件 費	12	106,250	1,275,000	
消 耗 品	1	400,000	400,000	
光熱水費			2,421,000	
電気	12	188,000	2,256,000	
水道	12	13,750	165,000	
燃料費			204,000	
灯油	12	15,000	180,000	
ガス	12	2,000	24,000	
修 繕 料	1	300,000	300,000	※ 1
通信費（電話料）	12	3,750	45,000	
手数料	1	5,000	5,000	
使用料（下水道）	12	5,000	60,000	
保 険 料			0	※ 2
委 託 費			540,000	
消防	2	80,000	160,000	
清掃	1	164,000	164,000	
電気	12	18,000	216,000	
租税公課	1	380,000	380,000	
法定福利費	1	310,000	310,000	
合 計			5,940,000	

※ 1 大規模な修繕は市と指定管理者が協議の上、市が対応を決定します。

※ 2 施設の損害保険料は市が負担します。管理上、指定管理者が必要な保険は別途負担してください。

指定管理料（単位：円）

収入	1,000,000
－) 支出	5,940,000
	-4,940,000

年間指定管理料	4,940,000
---------	-----------